

伊 勢 市 公 報

第 255 号
平成 28 年 6 月 20 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○ 平成 28 年度国民健康保険料率について	12
○ 指定代理納付者の指定について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 地縁団体の認可について	20
○ 伊勢都市計画特定用途制限地域の変更に係る告示について	22
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	23
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	24
○ 三重海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙関係	
・ 投票区の設置について	25
・ 投票用紙等に押すべき印を定めることについて	26
・ 郵送をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	28
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	29
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	30
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	31
公 告	
○ 市営住宅の入居者の募集について	32
○ 農用地利用集積計画について	37
○ 公示送達	38
○ 伊勢都市計画の変更に係る案の縦覧について	39
公 表	
○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について	41
○ 伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について	44

伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成 28 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 51 号

伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を
改正する規則

伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則(平成 17 年伊
勢市規則第 81 号)の一部を次のように改正する。

様式第 4 号裏面、様式第 6 号及び様式第 7 号中「8 月 11 日から 9 月 10
日」を「8 月 12 日から 9 月 11 日まで」に改める。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第21条関係)

(表面)

特別障害者手当 障害児福祉手当 資格喪失届 (福 祉 手 当)	
(ふりがな)	
受給者の氏名	
受給者の住所	
個 人 番 号	
受給資格 がなくなった 理由	1 障害年金等を受けるようになった。 (種類) 2 施設に入所した。 (種類) 3 病院・診療所に3箇月以上継続して入院するに至った。 4 障害の程度が法施行令第1条に掲げる障害の状態に該当しな くなった。 5 その他 ()
上記の理由 が発生した日	年 月 日
特別障害者手当 上記のとおり、障害児福祉手当 を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 (福 祉 手 当) 年 月 日 (宛先) 氏 名 ㊟	

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏面)

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、該当する番号を○で囲むとともに（ ）内にその内容を具体的に記入してください。
- 2 受給者が死亡したときは、この届ではなく、戸籍の届出をしなければならない人に受給者の死亡届を出してもらうことになります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第52号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

様式第30号を次のように改める。

(表面)

様式第30号 (第27条関係)

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名	㊦	個人番号	
		性別	男・女
生年月日	年 月 日		
住所	電話番号 — —		
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称 (※)	電話番号 — —		
入所(院)年月日 (※)	年 月 日	(※) 介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。
配偶者に関する事項	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)	
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税	

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者又は市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者				
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。(受給している年金に○をしてください。) ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。以下同じ。				
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額80万円を超えます。(受給している年金に○をしてください。)				
	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円(夫婦は合計2,000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券に係る通帳等の写しは別添のとおり				
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む。)※内容を記入してください。	円

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記入は不要です。

申請者氏名	電話番号(自宅・勤務先) — —
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離している配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

(裏面)

同 意 書

(宛先) 伊勢市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、伊勢市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

〈本人〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

〈配偶者〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市告示第78号

平成28年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成28年6月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{6.59}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 22,480円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| 特定世帯以外の世帯 | 16,600円 |
| 特定世帯 | 8,300円 |
| 特定継続世帯 | 12,450円 |

2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{2.72}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 9,070円 |
| (3) 世帯別平等割 | |

特定世帯以外の世帯	6,700円
特定世帯	3,350円
特定継続世帯	5,025円

3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.84}{100}$
(2) 被保険者均等割	11,400円
(3) 世帯別平等割	5,900円

4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	15,736円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	11,620円
特定世帯	5,810円
特定継続世帯	8,715円

5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	11,240円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	8,300円
特定世帯	4,150円
特定継続世帯	6,225円

6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	4,496円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	3,320円
特定世帯	1,660円
特定継続世帯	2,490円

7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	6,349円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	4,690円
	特定世帯	2,345円
	特定継続世帯	3,518円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	4,535円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	3,350円
	特定世帯	1,675円
	特定継続世帯	2,513円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	1,814円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	1,340円
	特定世帯	670円
	特定継続世帯	1,005円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	7,980円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	4,130円

11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

- ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 5,700円
- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 2,950円

12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額

- ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 2,280円
- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,180円

伊勢市告示第 79 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号	ヤフー株式会社

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 80 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮後町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

平成 28 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 檜 井 正 文

伊勢市宮後 3 丁目 2 番 24 号

変更後 横 山 敏 一

伊勢市宮後 2 丁目 22 番 23 号

伊勢市告示第 81 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、小川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名	代表者の住所	就任日
西 村 忠 雄	伊勢市中島 2 丁目 17 番 34 号	平成 22 年 4 月 26 日
長谷川 勇	伊勢市中島 2 丁目 23 番 19 号	平成 24 年 4 月 19 日
西 村 忠 雄	伊勢市中島 2 丁目 17 番 34 号	平成 28 年 4 月 24 日

伊勢市告示第 82 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
浦口自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 28 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 川 隆 司
	伊勢市浦口 1 丁目 14 番 7 号
変更後	安 藝 博
	伊勢市浦口 2 丁目 2 番 4 号

伊勢市告示第 83 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

八日市場町会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦を図る。
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力
- (4) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (5) 集会施設の維持管理
- (6) その他、上記に関連するもの

3 区域

本会の区域は、伊勢市八日市場町内の区域とする。

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、伊勢市八日市場町公民館（八日市場町 5 番 12 号）に置く。

5 代表者の氏名及び住所

上野 博史

伊勢市八日市場町 14 番 24 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 28 年 6 月 3 日

伊勢市告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年6月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画特定用途制限地域の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 28 年 6 月 14 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 20 日（月）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 22 号 平成 28 年度教育関係補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 23 号 伊勢市教育委員会委員定数条例の制定について
 - 議案第 24 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）整備に伴う調整池設置工事の請負契約について
 - 議案第 25 号 伊勢市社会教育委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 28 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2, 135 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17, 791 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35, 581 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 106, 742 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

三重海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙における投票区の設置について

漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 17 条第 2 項の規定により、三重海区
漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙における当市の区域を下記のとおり設け
ます。

平成 24 年伊勢市選管告示第 28 号は廃止します。

平成 28 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- ・投票区 伊勢市全域

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

三重海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙に用いる
投票用紙等に押すべき印を定めることについて

三重海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙に用いる船員
不在者投票用紙、船員不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押す
べき印を別紙のとおり定めます。

平成 28 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

(公印)

第25条 公印の名称、書体、規格、使用区分等は、次のとおりとする。

公印の名称	書体	規格		使用区分	材質	個数
		寸法	刻子			
委員会印	れい書	方30mm		委員会名をもつてする一般文書用	木	1
委員会印	れい書	方21mm		委員会名をもつてする特殊な文書用	水牛	3
同(縮少印)	れい書	方13mm		永久選挙人名簿原本(カード)用	銅	1
委員長印	れい書	方24mm		委員長名をもつてする一般文書用	木	1
同	てん書	方24mm		選挙人名簿原本及び抄本用	木	1
事務局長印	れい書	方21mm		事務局長名をもつてする一般文書用	木	1

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて

漁業法施行令第 9 条により準用する公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の日前に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送するときは、当該選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 28 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

不在者投票用紙等の交付場所について

平成 28 年 6 月 15 日執行の三重海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙
における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 28 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

交 付 場 所 伊勢市御薊町長屋 1221 番地
伊勢市役所御薊総合支所 2 階応接室

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
400	株式会社 オーテック	多気郡明和町大字大淀乙 648 番地 2	平成 28 年 6 月 2 日

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
68	有限会社 大 山設備工業	多気郡明和町大字大 淀乙 678 番地	平成 28 年 5 月 30 日

伊勢市公告第 56 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 28 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 28 年 6 月 1 日（水）から 6 月 14 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

(1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	单身	家賃 ※3
倭 A 団地	倭町 40 番地	P C 造 4 階建	4 階	3 D K	1	×	14,200 円～ 27,900 円
倭 C 団地	倭町 40 番地 1	P C 造 5 階建	1 階	3 D K	1	×	17,300 円～ 34,100 円
一之木第 2 団地	一之木 4 丁目 2 番 33 号	P C 造 3 階建	1 階	3 D K	1	×	16,800 円～ 33,000 円

一之木第2 団地	一之木4丁目 2番33号	P C造 3階建	3階	3DK	1	×	16,800円～ 33,000円
浦口団地	浦口4丁目 28番11号	R C造 3階建	2階	3DK	1	×	20,500円～ 40,300円
二俣団地	二俣3丁目 10番12号	R C造 3階建	2階	2DK	1	○	18,400円～ 36,100円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	R C造 3階建	3階	3DK	1	×	22,700円～ 44,600円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	R C造 3階建	3階	2DK	1	○	17,300円～ 34,100円
旭団地	旭町49番地1	R C造 4階建	2階	3DK	1	×	22,400円～ 43,900円
旭団地	旭町49番地1	R C造 4階建	2階	3DK	1	×	22,400円～ 43,900円
西豊浜団地	西豊浜町 5437番地	P C造 2階建	1・2階 ※2	2DK	1	○	12,400円～ 24,300円
北明野団地	小俣町明野 541番地3	P C造 平屋建	1階	2K	1	○	7,200円～ 14,200円
高向団地	御菌町高向 1318番地	R C造 2階建	1階	3DK	1	×	16,600円～ 32,600円

(2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※3
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	R C造 6階建	1階	2DK	1	○	20,300円～ 39,900円
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	R C造 6階建	4階	2DK	1	○	20,300円～ 39,900円
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	R C造 6階建	5階	2DK	1	○	20,300円～ 39,900円

※1 P C：コンクリート版プレハブ造 R C：鉄筋コンクリート造

※2 部屋は、2階構造となっています。

※3 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

- (6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- (ア) 昭和31年4月1日以前に生まれた者
- (イ) 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）
- (ウ) 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）
- (エ) 知的障害者（障害の程度が、(ウ)の程度に相当する者）

- (オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までの者又は第 1 款症の者）
- (カ) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の認定を受けた者）
- (キ) 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に該当する者）
- (ク) 生活保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に該当する者）
- (ケ) 海外からの引揚者（引揚げ後 5 年を経過していない者）
- (コ) ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に該当する者）
- (サ) DV 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）による一時保護者若しくは保護終了日から 5 年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から 5 年を経過していないもの）

イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 60 歳以上の単身世帯、いずれか一者が 60 歳以上の夫婦*のみの世帯又はいずれもが 60 歳以上である親族からなる世帯
※ 夫婦・・・配偶者同士のみ（内縁関係者及び婚約者を含む。）
- (イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯

(ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

5 申込方法

F E 住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要な事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2の申込場所に持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日 時 平成 28 年 7 月 9 日 (土)

※ 受付は、午後 1 時 30 分から午後 2 時まで (時間厳守)

※ 入居抽選会及び説明会は、午後 2 時から午後 4 時 30 分頃まで

(2) 場 所 いせシティプラザ 2 階多目的ホール

7 入居時期

平成 28 年 8 月 1 日以降

8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体 (伊勢市営住宅等管理事務所)

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 57 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第58号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年6月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第59号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成28年6月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画下水道の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課
二見総合支所生活福祉課
小俣総合支所生活福祉課
御園総合支所生活福祉課
伊勢市立伊勢図書館
- 4 縦覧期間
自 平成28年6月15日（水）
至 平成28年6月29日（水）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

平成 28 年 6 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公文書公開請求の状況

平成 27 年度における公文書公開請求件数は、87 件でした。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	3	7	2	6	7	19	4	9	4	10	8	8	87

2 公文書公開請求者別状況

平成 27 年度における公文書公開請求者数は、68 人でした。

3 公文書公開請求の実施機関別状況

平成 27 年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長 55 件、教育委員会 21 件、消防長 6 件、病院事業管理者 3 件、農業委員会 1 件、固定資産評価審査委員会 1 件でした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市長	総務課	1	教育委員会	21
	職員課	1	消防長	6
	管財契約課	2	病院事業管理者	3
	課税課	3	農業委員会	1
	危機管理課	1	固定資産評価審査委員会	1
	防災施設整備課	4		
	市民交流課	1		
	戸籍住民課	2		
	人権政策課	2		
	環境課	1		
	清掃課	1		
	健康課	1		
	地域包括ケア推進課	2		
	こども課	1		
	高齢・障がい福祉課	1		
	商工労政課	1		
	観光誘客課	1		
	監理課	1		

都市計画課	6		
基盤整備課	2		
維持課	2		
用地課	13		
建築住宅課	2		
料金課	2		
下水道施設管理課	1		
計 (25課)	55	計	32
合 計			87

4 公文書公開請求の決定状況

(1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 35 件、部分公開 45 件、請求却下 8 件、拒否 1 件、取下げが 7 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定をする場合があるので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

区 分	請 求	公 開	部分公開	非公開	請求却下	拒否	小計	取下げ	合計
件 数	87	35	45	0	8	1	89	7	96

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

非 公 開 理 由	部分公開	非公開	請求却下 (拒否)	合計
個人情報 (第 9 条第 1 号)	32	0	X	32
法人等情報 (第 9 条第 2 号)	26	0		26
国等との協力関係情報 (第 9 条第 3 号)	1	0		1
意思形成過程情報 (第 9 条第 4 号)	0	0		0
事務事業の執行情報 (第 9 条第 5 号)	1	0		1
公共の安全、秩序維持情報 (第 9 条第 6 号)	0	0		0
任意提供情報 (第 9 条第 7 号)	1	0		1
合議制機関情報 (第 9 条第 8 号)	0	0		0
法令秘情報 (第 9 条第 9 号)	1	0		1
請求拒否 (第 12 条)	X	X	1	1
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			8	8
合 計	62	0	9	71

5 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、不服申立てができるようになっていますが、平成 27 年度の不服申立てはありませんでした。

6 審査会の処理状況

平成 27 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号）第 54 条の規定に基づき、平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 28 年 6 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

平成 27 年度における実施機関からの届出件数は 13 件でした。

（単位：件）

実施機関名	件 数
市 長	11
教育委員会	1
消防長	1

2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成 27 年度における事務の廃止の届出は 5 件でした。

（単位：件）

実施機関名	事務の廃止
市 長	4
教育委員会	1

3 実施機関別の登録

平成 27 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、525 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況 （平成 28 年 3 月 31 日現在）

実施機関名	件 数
市 長	408
教育委員会	60
病院事業管理者	12
選挙管理委員会	5
監査委員	2

農業委員会	4
消防長	29
議 会	5
合 計	525

4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 27 年度における個人情報開示請求件数は 16 件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	0	0	3	2	2	0	1	1	4	1	1	1	16

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市 長	戸籍住民課	6	教育委員会	1
	健康課	2	消防長	1
	介護保険課	4		
	生活支援課	1		
	建築住宅課	1		
	計 (5 課)	14	計	2
合 計				16

5 個人情報開示請求者別状況

平成 27 年度における個人情報開示請求者数は、16 人でした。
その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位：人)

本 人		8
代理人	未成年者	1
	成年被後見人	0
	遺族等	4
	傷病等	3

6 開示請求の決定状況

(1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示 4 件、一部開示 10 件、不存在 1 件、請求却下 1 件でした。

(単位：件)

区 分	請 求	開 示	一部開示	不存在※	請求却下
件 数	16	4	10	1	1

(2) 一部開示・請求却下理由別内訳

一部開示、請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

不 開 示 理 由	一部開示 不存在	請求却下	合計
法令秘情報（第17条第1号）	0	X	0
生命・財産等侵害情報（第17条第2号）	0		0
第三者の個人情報（第17条第3号）	10		10
法人等情報（第17条第4号）	0		0
国等協力関係情報（第17条第5号）	0		0
審議・検討・調査等情報（第17条第6号）	1		1
行政運営情報（第17条第7号）	0		0
公共の安全、秩序維持情報（第17条第8号）	0		0
任意提供情報（第17条第9号）	0		0
死者の名誉毀損情報（第17条第10号）	0		0
審査会意見（第17条第11号）	0		0
請求対象とならない情報	X		0
個人情報特定不可能		0	0
個人情報不存在※	1	1	2
合 計	12	1	13

※不存在の扱いについて、平成27年8月の条例改正後に条例の適用範囲とされました。

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成27年度における目的外利用の届出は31件、外部提供の届出は78件でした。その状況は次のとおりです。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外部提供	計
市 長	30	75	105
教育委員会	0	0	0
消防長	1	3	4
合 計	31	78	109

(2) 目的外利用等の根拠

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(単位：件)

本人の同意を得ているとき（条例第11条2項1号）	12
法令等に定めがあるとき（条例第11条2項2号）	98
公表された事実であるとき（条例第11条2項3号）	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき（条例第11条2項4号）	0
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき（条例第11条2項5号）	5
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めたとき（条例第11条2項6号）	49
統計の作成及び学術研究の場合で、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき（条例第11条2項7号）	0
審査会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき（条例第11条2項8号）	3

8 不服申立ての状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、不服申立てができるようになってはいますが、平成27年度の不服申立てはありませんでした。

9 審査会の処理状況

平成27年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。